大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大分市中小企業振興基本条例（平成２６年大分市条例第３７号）の規定に基づき、中小企業者の販路拡大及び自立的発展に向けた挑戦を支援することにより、企業のさらなる成長を後押しし、本市の産業振興に資することを目的として交付する大分市販路拡大チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和４９年大分市規則第５６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　中小企業者　産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２条第２３項に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　発行済株式の総数の２分の１以上を同一の大企業等（中小企業者以外の企業をいう。以下同じ。）が所有し、又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業等が出資している者

イ　発行済株式の総数の３分の２以上を大企業等が所有し、又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業等が出資している者

ウ　大企業等の役員又は職員を兼ねている者の数が、役員総数の２分の１以上を占めている者

⑵　販路拡大　中小企業者が自社の有する商品又はサービスを既存の商圏から県外（海外を含む。）へ向けて拡大していく取組をいう。

⑶　事業所　経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所を占めて行われており、かつ、財及びサービスの生産又は供給が、人及び設備を有して、継続的に行われている事務所、店舗、工場等をいう。

⑷　商談会・展示会等　取引先及び事業提携先の開拓並びに受発注の機会の確保を目的として国内外又はオンライン（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により実施するものをいう。以下同じ。）で開催される商談会、展示会、博覧会等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　その場で小売することを主目的としたもの

イ　出展者の募集が広く一般に公開されていないもの

ウ　開催の目的が事業者との商談でないもの

エ　特定の顧客のみを来場対象とするもの

オ　海外で開催される商談会、展示会、博覧会等のうち、公的機関が主催、共催、後援等をしていないもの

カ　その他市長が不適当と認めるもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

⑴　市内に事業所（法人以外の者にあっては、住所）を有していること。

⑵　本市の市税を滞納していないこと。

⑶　市内で継続して１年以上事業を営んでいること。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

⑵　次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア　公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

イ　その他市長が適当でないと認める事業

⑶　その他市長が適当でないと認める者

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が販路拡大を行うための事業（当該補助対象者が法人である場合にあっては、市内の事業所に係る事業に限る。）であって、別表に掲げるものとする。

（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、本市又は国、県その他の機関から補助金と同様の趣旨の補助等を受けている経費については、補助の対象としない。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税並びに海外における付加価値税を除く。）に２分の１を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、当該年度において５０万円を限度とする。

２　補助金は、予算の範囲内で交付する。

（計画の事前認定）

第６条の２　補助金の交付を受けようとする者（当該年度の前年度の１０月１日から当該年度の４月３０日までに商談会・展示会等への出展に係る支払（公的機関が開催する販路拡大イベント等への参加費及び出展料（小間料）に限る。）をしようとする者に限る。以下「計画認定申請者」という。）は、第８条第１項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に商談会・展示会等への出展に係る支払をする必要があるときは、大分市販路拡大チャレンジ補助金事業計画事前認定申請書（様式第

１号）に次条第１項各号に掲げる書類を添えて当該年度の前年度の３月１５日（当該日が大分市の休日を定める条例(平成元年大分市条例第 13 号)第１条第１項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）又は当該支払をする日の１４日前の日（当該日が市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）のいずれか早い日までに市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その計画を認定し、大分市販路拡大チャレンジ補助金事業計画事前認定通知書（様式第２号）により、計画認定申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、原則として、事業を開始する日の１４日（前条第２項の規定による計画の認定を受けた者にあっては、当該計画の認定を受けた商談会・展示会等への出展をする日の７日）前の日（当該日が市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

⑴　事業計画書

⑵　収支予算書

⑶　３月以内に発行された法人登記事項証明書の写し（申請者が法人である場合に限る。）

⑷　最新の決算報告書の写し（申請者が法人である場合に限る。）

⑸　開業届の写し又は事業開始から１年以上経過していることが分かる書類（申請者が法人以外の者である場合に限る。）

⑹　３月以内に発行された住民票の写し（申請者が法人以外の者である場合に限る。）

⑺　最新の確定申告書又は市民税・県民税申告書の写し（申請者が法人以外の者である場合に限る。）

⑻　３月以内に発行された市税完納証明書の写し等

⑼　誓約書

⑽　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、同一年度内において、複数回することができる。ただし、当該年度において既に交付の決定を受けた補助金の額の合計額が第６条に規定する補助の限度額に達している場合は、この限りでない。

３　第１項の規定による申請は、初めて補助金の交付の決定を受けた日の属する年度から起算して３年度の間に限り、行うことができる。

（交付の決定）

第８条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

２　市長は、前項の規定による交付の決定を行うに当たり、必要に応じ、第１６条に規定する大分市販路拡大チャレンジ補助金選考委員会の意見を聴くことができる。

（変更の申請等）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市販路拡大チャレンジ補助金事業変更承認申請書（様式第５号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費に変更が生じないもの又は補助対象経費の２０パーセント以内の増減であって、補助事業の完了に支障を来たすおそれのない変更については、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その変更を承認し、大分市販路拡大チャレンジ補助金変更承認通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（取りやめ）

第９条の２　補助事業者は、補助事業を取りやめるときは、大分市販路拡大チャレンジ補助金補助事業取りやめ届出書（様式第６号の２）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して６０日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市販路拡大チャレンジ補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

⑴　事業実施内容書

⑵　収支決算書

⑶　補助対象経費の支払が確認できる書類

⑷　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市販路拡大チャレンジ補助金額

確定通知書（様式第８号）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第１２条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１３条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

⑴　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑵　法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。

⑶　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（書類の整備）

第１４条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年度の間これを保管しなければならない。

（検査）

第１５条　市長は、補助金の適正な交付及び執行を確保するため、補助事業の内容、事業実績等について検査をすることができる。

（大分市販路拡大チャレンジ補助金選考委員会）

第１６条　補助金の交付の決定に関し必要に応じ意見を聴くため、大分市販路拡大チャレンジ補助金選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第１７条　委員会は、委員３人をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

⑴　有識者

⑵　市の職員

（参画依頼等の期間）

第１８条　参画依頼又は任命の期間は、３年を１期間とする。

２　委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、１期間ごとにこれを行うものとする。

３　複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

（委員長）
第１９条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

（会議）
第２０条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報償金等）
第２１条　委員（第１７条第２項第２号に規定する委員を除く。）及び前条第２項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

（委員会の庶務）
第２２条　委員会の庶務は、商工労働観光部創業経営支援課において処理する。

（委員長に対する委任）
第２３条　第１６条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（補則）
第２４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和７年２月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の第６条の２の規定は、令和６年１０月１日以後に商談会・展示会等への出展（令和７年４月１日以後の出展に限る。）に係る支払をする者について適用する。この場合におけるこの要綱の施行の日前に既に支払をした者に対する同条第１項の適用については、同項中「又は当該支払をする日の前日のいずれか早い日まで」とあるのは、「まで」とする。
３　この要綱の施行の際改正前の様式第１号から様式第７号までの規定による用

紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際改正前の様式第３号及び様式第５号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第４条、第５条関係）

補助対象事業	補助対象経費	
	内容	費目
商談会・展示会等への出展	公的機関等が開催する販路拡大イベント等への参加にかかる経費又は国内外若しくはオンラインで開催される商談会、展示会、博覧会等への出展に必要な経費	・公的機関等が開催する販路拡大イベント等への参加費 ・国内外又はオンラインで開催される商談会、展示会、博覧会等への出展に必要な相談費、出展料（小間料）、小間装飾費、運搬費、外部に委託する販売促進員（２名以内に限る。）の人件費、備品借上料、通訳・翻訳費及びこれらに関する委託費
商品・サービスの開発又は改良	商品若しくはサービスの新たな開発又は既存商品若しくはサービスの改良に関し必要な経費	商品若しくはサービスの開発又は改良に関し必要な相談費、成分分析・材料試験費、デザイン料、マーケット・モニター調査費、翻訳費及びこれらに関する委託費
企業・商品・サービスの認知拡大又はブランディング	企業、商品、若しくはサービスが顧客に認知され（認知拡大）、又は選ばれるための仕組みづくり（ブランディング）に必要な経費	認知拡大又はブランディングに必要な相談費、 ＨＰ等の作成費、画像・動画作成費、デザイン料、マーケット・モニター調査費、翻訳費及びこれらに関する委託費
ＥＣサービスの活用	ＥＣモールへの出店若しくは出品若しくはＥＣサービスの活用又は自社ＥＣサイトの構築に必要な経費	・ＥＣモールへの出店若しくは出品又はＥＣサービスの活用に必要な相談費、初期登録料、サービス使用料（６か月分）、カスタマイズ費及びこれらに関する委託費 ・自社ＥＣサイトの構築に必要な相談費、構築費及びこれらに関する委託費
海外販路拡大に向けた環境整備	ハラル認証等の輸出・海外事業展開に向けた規格・認証等の取得並びに海外における権利侵害防止及び海外事業者との取引（契約・事業実施等）のために必要な経費	・ハラル認証等の輸出・海外事業展開に向けた規格・認証等の取得に必要な相談費、取得費及びこれらに関する委託費 ・海外における権利侵害防止に必要な相談費、知的財産権出願料及びこれらに関する委託費 ・海外事業者との取引（契約・事業実施等）に必要な相談費、通訳・翻訳費及びこれらに関する委託費

備考

１　補助対象経費は、補助対象事業に要する経費として明確に区分でき、かつ、そ

の金額が確認できるものに限る。

２　ＥＣサービスの活用に関し必要な初期登録料、登録手数料及びサービス使用料については、申請年度内に発生する経費のみを対象とし、６月分を上限に補助対象経費とする。ただし、既に活用しているＥＣサービスと異なるものであって、かつ補助金を活用して実施したものと異なるＥＣサービスを活用する場合は、再度補助金の交付の申請ができるものとする。

様式第１号（第６条の２関係）

年　　月　　日

大分市販路拡大チャレンジ補助金事業計画事前認定申請書

大分市長　　殿

計画認定申請者　住　所
氏　名
連絡先
担当者

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の役職・氏名及び担当者の氏名）

大分市販路拡大チャレンジ補助金事業計画の認定を受けたいので、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第６条の２第１項の規定により、次のとおり申請します。

１　補助金交付申請予定額　　円

２　添付書類

様式第２号（第６条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

大分市販路拡大チャレンジ補助金事業計画事前認定通知書

殿

大分市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった大分市販路拡大チャレンジ補助金事業計画について認定しましたので、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第６条の２第２項の規定により通知します。

商談会・展示会等の名称	
出　展　日　程	年　月　日(　)～　年　月　日(　)
出展内容（概要）	
認　定　の　条　件	

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

大分市販路拡大チャレンジ補助金交付申請書

大分市長　　殿

申請者　住　所
氏　名
連絡先
担当者

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の役職・氏名及び担当者の氏名）

大分市販路拡大チャレンジ補助金の交付を受けたいので、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第７条第１項の規定により、次のとおり申請します。

１　交付を受けようとする補助金の額　　円

２　補助対象事業完了予定年月日　　年　　月　　日

３　添付書類

様式第４号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

大分市販路拡大チャレンジ補助金交付決定通知書

殿

大分市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった大分市販路拡大チャレンジ補助金については、交付することを決定したので、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第８条第１項の規定により、次のとおり通知します。

１　交付決定額　　円

２　交付の条件

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

大分市販路拡大チャレンジ補助金事業変更承認申請書

大分市長　　殿

補助事業者　住　所
氏　名
連絡先
担当者

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の役職・氏名及び担当者の氏名）

補助事業の内容を変更したいので、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第９条第１項の規定により、次のとおり申請します。

≪変更前≫

１　交付決定額　　円

２　補助事業完了予定年月日　　年　　月　　日

≪変更後≫

１　交付を受けようとする補助金の額　　円

２　補助事業完了予定年月日　　年　　月　　日

３　添付書類

様式第６号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

大分市販路拡大チャレンジ補助金変更承認通知書

殿

大分市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった補助事業の内容の変更について、その変更を承認したので、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第９条第２項の規定により、次のとおり通知します。

１　変更後の交付決定額　　円

２　交付の条件

様式第６号の２（第９条の２関係）

年　　月　　日

大分市販路拡大チャレンジ補助金補助事業取りやめ届出書

大分市長　　殿

補助事業者　住　所
氏　名
連絡先
担当者

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の役職・氏名及び担当者の氏名）

年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定のあった大分市販路拡大チャレンジ補助金について、次の理由により取りやめたいので、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第９条の２の規定により届け出ます。

取りやめの理由

様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

大分市販路拡大チャレンジ補助金実績報告書

大分市長　　殿

補助事業者　住　所
氏　名
連絡先
担当者

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の役職・氏名及び担当者の氏名）

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定のあった大分市販路拡大チャレンジ補助金について、その事業を完了したので、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり報告します。

１　交付決定額　　円

２　補助事業の実施期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

３　添付書類

様式第８号（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

大分市販路拡大チャレンジ補助金額確定通知書

殿

大分市長　　印

大分市販路拡大チャレンジ補助金について、その額を確定したので、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり通知します。

１　決定年月日及び決定通知書番号　　年　　月　　日
第　　号

２　補助金の交付確定額　　円

様式第９号（第１２条関係）

年　　月　　日

大分市販路拡大チャレンジ補助金交付請求書

大分市長　　殿

補助事業者　住　所
氏　名
連絡先
担当者

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の役職・氏名及び担当者の氏名）

年　　月　　日付け　　第　　号で額の確定通知のあった大分市販路拡大チャレンジ補助金について、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱第１２条の規定により、次のとおり請求します。

１　補助金交付請求額　　円

２　振込先

金融機関名	
支　店　名	
種　　類	普通　　当座
口 座 番 号	
口 座 名 義	(ﾌﾘｶﾞﾅ)